

「誰もが移動しやすい交通環境の構築に関する調査業務」募集要項

1 業務の概要

(1) 件名

誰もが移動しやすい交通環境の構築に関する調査業務

(2) 業務内容

別紙「誰もが移動しやすい交通環境の構築に関する調査業務 仕様書」のとおり

(3) 選定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、本件に係るプロポーザル審査委員会を設置し、随意契約の候補者を選定する。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月26日（水）まで

(5) 予算上限価格

14,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

※ この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため参考として業務履行に要する経費を示すものである。

※ この金額を超えた提案は「失格」とし、提案内容の評価は行わない。

2 参加資格

(1) 参加資格

企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ① 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- ② 宇都宮市の令和3～令和6年度入札参加有資格者名簿（物品製造・販売・委託業務・その他）の業種区分「調査・分析等業務（コードP-8575）」に登録されている者（令和6年6月5日までに登録が完了する見込みの者）
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者

でないこと。

- ⑦ 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。

（２）参加申請書の提出

参加者は、以下のとおり「参加申請書」を提出しなければならない。

- ① 提出書類 **【様式 1】参加申請書**
- ② 提出期限 令和 6 年 5 月 31 日（金）午後 5 時まで
- ③ 提出場所 宇都宮市 総合政策部 交通政策課 交通計画グループ
 (Mail) u2015@city.utsunomiya.tochigi.jp
- ④ 提出形式 電子データ
- ⑤ 提出方法 上記アドレス宛に電子メールにて送信すること。

3 提案書等書類の作成要領

（1）提案書等書類

- ア 提案書（紙媒体）…………… 12 部
- イ 提案書の電子データ（CD-R 又は DVD-R）…………… 1 部
 (Microsoft office Word, Excel 又は PowerPoint で作成した電子データを提出すること。)
- ウ 見積書（税抜き）…………… 12 部
- エ 会社概要…………… 12 部
- ※ 提案関係書類は、本要領「5 提案内容」に従い作成すること。

（2）提案書等書類の規格

- ア 提案書は A4 判（タテ型又はヨコ型のいずれかで統一し、タテ型にあっては左 2 箇所綴じ、ヨコ型にあっては上 2 箇所綴じとする。）、横書き、カラー印刷で両面おむね 25 頁までとする。なお、図・表などは A3 判折込も可とする。
- イ 提案書以外の提出書類は任意の様式を可とする。

（3）質問及び回答

質問については、「質問書」を作成し提出すること。質問は仕様書等に関するものに限り、評価基準の配点等、審査に支障をきたすものは受け付けないものとする。

- ア 提出書類 質問書（様式 2）
- イ 提出期限 令和 6 年 5 月 31 日（金）午後 5 時まで
- ウ 提出場所 宇都宮市総合政策部交通政策課（1(7)参照）
- エ 提出方法 Eメールにより提出（送信後に電話連絡）することとし、複数回にわたらないようできる限りまとめて提出すること。Eメール以外の方法による提出は

認めない。

オ 回答方法 質問の回答は、文書で回答するものとし、宇都宮市のホームページにて周知する。なお、個別に対して回答はしない。回答日は令和6年6月7日(金)頃を予定。なお、質問に対する回答は、本要項に対する追加又は修正とみなす。

(4) 提案のための費用負担

提案に要する費用（提案書の作成経費や旅費等）は参加者の負担とする。

(5) 提案の辞退

提案の辞退を希望する場合は、令和6年6月13日（木）午後5時までに、「辞退届」を書面により提出すること。なお、辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益は生じない。

(6) 疑義の照会

提案関係書類の内容については、後日、本市から疑義照会等を行うことがある。

(7) その他

ア 提案書の取り扱い

提案書の提出後、提案書の追加及び変更は認めない。ただし、本市が提案書の差し替え、変更又は取り消しを認めたときは、この限りではない。

提出された提案書等は一切返却しない。

提出された提案書等は複製する場合がある。

イ 提案書の公開等

提案書等は、宇都宮市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開する場合がある。そのため、技術情報等、公開されることにより御社が不利益を被る恐れのある情報が含まれないように注意すること。

ウ 秘密の厳守

本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

4 提案書等書類の提出及びヒアリング審査の実施

(1) 提案書等書類の提出

ア 提出期限 令和6年6月13日（木）午後5時まで（郵送の場合は必着）

イ 提出場所 宇都宮市総合政策部交通政策課（1(7)参照）

ウ 提出方法 提案は1案とし、「提案関係書類」の提出は、持参又は郵送により提出することとし、その他の方法による提出は無効とする。なお、「提案関係書類」を持参する場合の受付時間は、本市の閉庁日を除く各日午前9時00分から午後5時00分までとする。

また、要求した内容以外の書類等については受理しない場合があるほか、提出書類の内容に不明な点等がある場合には、必要に応じて追加資

料の提出を求める場合がある。

(2) ヒアリング審査

ア 日 程 令和6年6月25日（火）

※ 時間及び場所は別途指定し、連絡する。

イ 所要時間 1 提案者当たり30分以内（説明20分，質疑応答10分）

ウ 参加人数 1 提案者当たり3名程度まで

参加者には，配置予定の技術者も加えること。

エ 説明資料 提案書を使用する。なお，パソコン，プロジェクター，スクリーンは本市で用意したものを使用する。（パソコンについては，提案者の機器使用も可とする。）

5 提案内容

(1) 表現方法

提案書の表現については，専門的な知識を有しない者でも理解できるよう，分かりやすいものとする。

(2) 提案者概要

以下の情報を明記すること。

- ・ 事業者の名称，代表者名，従業員数，組織図，事業概要

(3) 業務実施のための提案

ア 実施方針

業務目的を達成するための基本的な考え方やポイントを記載すること。

イ 実施スケジュール

具体的な作業スケジュールや業務量の見込みを記載すること。

ウ 実績

これまでにを行った本業務と同種又は類似する業務の実績を記載すること。

エ 業務体制（参考様式1，2）

配置予定の管理技術者・主任技術者・担当技術者の経歴

手持ち業務については，令和6年5月31日現在，契約金額100万円以上の業務をすべて記載すること。

オ 仕様書に関する提案

仕様書「第3章 特記仕様」に沿って提案内容を記載すること。

仕様書の各項目に対する提案書の概ねの枚数は以下のとおり。

- ・ 移動実態や新たな利用ニーズの把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6枚以内
- ・ 各政策分野におけるモビリティの利活用，連携・協働などに必要
となる要件の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6枚以内

- ・ 国内外の先行事例調査…………… 2 枚以内
- ・ 移動実態・ニーズに応じた事業内容の検討…………… 6 枚以内

6 提案内容の評価項目

提案書の評価については、以下の項目に基づき総合的に行う。

ア 提案内容

- ・ 実施方針，実施スケジュール，実績，業務体制
- ・ 仕様書に関する提案
- ・ 仕様を満たした上での独自提案
- ・ 地域経済貢献度 など

イ プレゼンテーション力

ウ 見積価格

7 失格事項

以下の事項に該当した場合は、失格とし、審査を行わないものとする。

ア 提出書類に虚偽の記載をした者

イ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者

ウ プレゼンテーションに参加しない者

エ 審査結果の発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった者

オ その他本要項の諸条件に違反した者

8 審査結果の通知

審査結果については、提案者に対して令和6年7月9日（水）以降に書面により通知する。審査結果の異議申し立ては、一切受け付けない。

9 契約

提出された提案書，提案のプレゼンテーション等に基づき審査を行い，優先順位を定めた後，最優先順位の者と随意契約を締結する予定である。

契約手続き及び契約書は，宇都宮市契約規則の定めるところによる。

本市は，契約締結後においても，契約業者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は，契約を解除できるものとする。

10 スケジュール（今後変更する場合がある。）

日時	内容
5月23日（木）	企画書提出依頼（公募開始）
5月31日（金）午後5時まで	参加申請書・質問受付期限
6月7日（金）頃	質問回答
6月13日（木）午後5時まで	企画提案書・見積書・辞退届提出期限
6月25日（火）	ヒアリング審査（プレゼテーション）
7月9日（火）以降	審査結果通知，契約締結

11 事務局

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号（本庁舎6階）
宇都宮市総合政策部交通政策課交通計画グループ（担当：鈴木，近藤）
電 話：028-632-2160
FAX：028-632-5426
Eメール：u2015@city.utsunomiya.tochigi.jp
※ 受付時間は本市の閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。